

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和 7 年 3 月 1 0 日 (月)

午前 9 時から

場 所 第 2 委員会室

～審査内容～

- 1 議案第 3 3 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (保年)
- 2 議案第 1 2 号 令和 7 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (保年)
- 3 議案第 1 4 号 令和 7 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (保年)
- 4 議案第 1 3 号 令和 7 年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- 5 議案第 2 9 号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- 6 議案第 3 6 号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (病院)
- 7 議案第 1 6 号 令和 7 年度山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)
- 8 議案第 3 0 号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育)

- 9 議案第 3 1 号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(子育)
- 1 0 議案第 3 2 号 山陽小野田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(子育)
- 1 1 議案第 4 1 号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
(市民)

議案 33 号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 保険料における賦課限度額の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、賦課限度額を引き上げるもの。

	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	合計
改正前	<u>65 万円</u>	<u>24 万円</u>	17 万円	<u>106 万円</u>
改正後	<u>66 万円</u>	<u>26 万円</u>	据置き	<u>109 万円</u>

(2) 対象世帯数及び影響額（令和 6 年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：123 世帯、影響額（保険料収入の増加額）：166 万円

2 保険料の軽減における所得判定基準の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げるもの。

	軽減判定所得		
	7 割	5 割	2 割
改正前	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円 以下	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円＋ <u>29.5 万円</u> ×被保険者数 以下	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円＋ <u>54.5 万円</u> ×被保険者数 以下
改正後	据置き	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円＋ <u>30.5 万円</u> ×被保険者数 以下	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円＋ <u>56 万円</u> ×被保険者数 以下

(2) 対象世帯数及び影響額（令和 6 年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：52 世帯、影響額（保険料収入の減少額）：193 万円

※減収分は保険基盤安定繰入金で補填される。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

令和7年度

国民健康保険特別会計予算の概要

福祉部保険年金課

はじめに

国民健康保険制度は、被用者保険の加入者などを除く、すべての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険における最後の受け皿となっています。

しかし、医療技術の高度化等による医療費の増大に加え、少子高齢化の進行等による被保険者数の減少などから、国民健康保険事業の財政運営が厳しい状況となっています。

このような中、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、持続可能な国保財政の運営を行うため、令和6年度において保険料率の改定をさせていただきました。

また、令和6年12月2日からは健康保険証の新規発行が終了し、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行するなど、国保制度としても大きな転換期を迎えたところです。

令和7年度当初予算は、前年度と比較して約2億3千万円減の68億9,511万1,000円となりました。被保険者数の減少等の影響により、県へ納付する事業費納付金や保険給付費が減少する一方で、保険料収入も前年度から約1,700万円減少しています。また、自治体情報システムの標準化に向けた被保険者証番号の変更や令和8年度からスタートする「子ども・子育て支援金制度」の施行に向けた準備といった主要事業に係る経費についても計上した予算としています。

今後も将来収支や基金残高、事業費納付金の推移等に注視しながら、中長期的な視点に基づく持続可能な国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

令和7年度 山陽小野田市国民健康保険特別会計予算

(単位：千円)

歳入科目	令和7年度当初	令和6年度当初	増減額
1 国民健康保険料	866,167	883,259	△ 17,092
国民健康保険税	-	20	皆減
2 使用料及び手数料	510	510	0
3 国庫支出金	8,586	1	8,585
4 県支出金	5,254,069	5,419,948	△ 165,879
5 財産収入	1,219	130	1,089
6 繰入金	744,530	810,221	△ 65,691
1 他会計繰入金	565,632	560,999	4,633
2 基金繰入金	178,898	249,222	△ 70,324
7 繰越金	10	10	0
8 諸収入	20,020	17,361	2,659
合計	6,895,111	7,131,460	△ 236,349

歳出科目	令和7年度当初	令和6年度当初	増減額
1 総務費	143,317	128,969	14,348
1 総務管理費	134,062	117,148	16,914
2 徴収費	9,159	11,725	△ 2,566
3 運営協議会費	96	96	0
2 保険給付費	5,164,756	5,337,365	△ 172,609
1 療養諸費	4,408,497	4,582,306	△ 173,809
2 高額療養費	738,693	735,453	3,240
3 移送費	50	50	0
4 出産育児諸費	12,006	13,506	△ 1,500
5 葬祭諸費	5,500	5,750	△ 250
6 傷病手当金	10	300	△ 290
3 国民健康保険事業費 納付金	1,472,049	1,546,899	△ 74,850
4 保健事業費	88,570	87,897	673
1 保健事業費	24,366	24,699	△ 333
2 特定健康診査等 事業費	64,204	63,198	1,006
5 基金積立金	1,219	130	1,089
6 諸支出金	20,200	20,200	0
7 予備費	5,000	10,000	△ 5,000
合計	6,895,111	7,131,460	△ 236,349

令和7年度当初予算の概要

- 令和7年度当初予算額は、**68億9,511万1,000円**となり、前年度と比較して2億3,634万9,000円の**減額**となりました。
- 「**歳入**」では、国民健康保険料は、被保険者数の減少に伴い、前年度比約1,700万円減の8億6,616万7,000円となりました。
- 県支出金は、保険給付費の減により、前年度比約1億6,500万円減の52億5,406万9,000円となりました。
- 繰入金のうち、他会計繰入金は、職員給与費等繰入金の増等により、前年度比約460万円増の5億6,563万2,000円となりました。
- 基金繰入金は、収支の調整のため1億7,889万8,000円を計上しました。前年度比で約7,000万円の減となりましたが、予算上の基金残高は約5億円となる見込みです。
- 「**歳出**」では、保険給付費は、被保険者数が減少するものの、1人当たり医療費の伸びを考慮し、前年度比約1億7,200万円減の51億6,475万6,000円となりました。
- 国民健康保険事業費納付金は、県の算定額に基づき、前年度比約7,400万円減の14億7,204万9,000円となりました。
- 保健事業費は、前年度比約60万円増の8,857万円となりました。

令和7年度主要事業

1 マイナ保険証への移行の対応

事業費：1,189千円

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しました。現在発行済みの保険証の有効期限は令和7年7月31日までとなっていますが、令和7年8月の年次更新時には完全に紙の保険証はなくなり、被保険者のマイナ保険証の保持状況によって「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の一斉発行という大きな業務があることから、丁寧な周知と正確な作業を行う必要があります。また、資格証明書及び短期保険証の廃止に伴い、収納率の低下とならないよう、収納率維持向上に努める必要があります。

2 自治体情報システムの標準化に向けた被保険者証番号の変更

事業費：4,719千円

令和7年度末までに予定されている「自治体情報システムの標準化」へ対応するため、本市国保の被保険者を管理する番号である「被保険者証番号」を、標準準拠システムの標準仕様である「世帯番号管理」とする番号へ変更します。令和6年度中にシステム改修に着手し、令和7年度中に番号変更に関するシステム改修や各種テスト作業を完了し、標準準拠システムに移行する予定としています。

3 子ども・子育て支援金制度の施行に向けた準備

事業費：7,396千円

国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用を全世代が支える仕組みとして、令和8年度からすべての医療保険の被保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。国民健康保険においては、令和8年度の保険料賦課から現行の医療分・後期高齢者支援分・介護分の3区分に、「子ども・子育て支援分」を加えた4区分により保険料を賦課・徴収することになります。当該制度の円滑な施行に向けて、令和7年度からシステム改修、保険料算定等の準備業務、周知広報等の業務に着手します。

4 保健事業の効果的な取組

事業費：88,570千円

国保被保険者の健康の保持増進に資することを目的に、令和5年度に策定した「第3期データヘルス計画」に基づく効果的な保健事業に取り組むことで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。

また、福祉部に設置した健康課題検討部会で検討を進めている本市の優先する健康課題である「早死にさせない」「要介護・要支援にしない」に向けて、福祉部が連携して取り組む体制を整え、既存事業を効果的に実施するとともに慢性腎臓病（CKD）受診勧奨事業といった新たな事業に取り組みます。

令和7年度の制度改正および今後の予定

① 賦課限度額の引上げ（令和7年度）

国民健康保険料の賦課限度額が引き上げられます。基礎（医療分）賦課額の65万円を1万円引き上げて**66万円**に、後期高齢者支援金等（支援金分）賦課額の24万円を2万円引き上げて**26万円**となります。介護分の17万円は据え置きとなり、賦課限度額の合計額は現行の106万円から**109万円**となります。＜保険料の影響額 約160万円増＞

② 軽減判定基準額の引上げ（令和7年度）

国民健康保険料の低所得者を対象とした軽減措置について、軽減判定所得の基準額が引き上げられます。軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乗ずる金額を、5割軽減では29.5万円から1万円引き上げて**30.5万円**に、2割軽減では54.5万円から1.5万円引き上げて**56万円**に引き上げられます。＜保険料の影響額 約190万円減＞

③ 子ども・子育て支援金制度の創設（令和8年度）

国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用を全世代が支える仕組みとして、令和8年度から被保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。令和8年度の保険料賦課から現行の医療分・後期高齢者支援分・介護分に「**子ども・子育て支援分**」を加えた**4区分**により保険料を賦課・徴収することになります。

④ 保険料水準の統一（令和12年度以降）

国民健康保険財政の運営の安定化を目的とした「保険料水準の統一」について、国は令和5年10月に「保険料水準加速化プラン」を策定し、各都道府県における取組を促進しています。これを受け山口県では、令和12年度から「**納付金ベースの統一**」を行うこととし、令和18年度までに「**完全統一**」を目指すとしています。

令和7年度予算の主な内容（歳入） 1/2

（単位：千円）

歳入科目		内容	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
1	国民健康保険料	国民健康保険事業費納付金等に充てるための保険料	866,167	883,259	△ 17,092	△ 1.9
	医療給付費現年度分		580,849	598,324	△ 17,475	△ 2.9
	後期高齢者支援金分現年度分		198,533	197,668	865	0.4
	介護納付金現年度分		51,285	47,927	3,358	7.0
	医療給付費滞納繰越分		24,620	28,300	△ 3,680	△ 13.0
	後期高齢者支援金滞納繰越分		7,840	7,670	170	2.2
	介護納付金滞納繰越分		3,040	3,370	△ 330	△ 9.8
	国民健康保険税	令和6年度をもって全額収納したため予算計上なし	-	20	皆減	皆減
2	使用料及び手数料	督促手数料、証明手数料	510	510	0	0.0
3	国庫支出金		8,586	1	8,585	858,500.0
1	災害臨時特例補助金	東日本大震災に伴う被災者に対する保険料減免と一部負担金減免に対する補助金	1	1	0	0.0
2	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	マイナ保険証の利用促進と定着に向けた被保険者への周知広報等に対する補助金	1,189	0	皆増	皆増
3	子ども・子育て支援事業費補助金	R8年度からの子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修等に対する補助金	7,396	0	皆増	皆増
4	県支出金		5,254,069	5,419,948	△ 165,879	△ 3.1
	普通交付金	市町村が支払う保険給付費の実績に応じて、都道府県から費用の全額が交付されるもの	5,147,199	5,317,768	△ 170,569	△ 3.2
	特別交付金		106,870	102,180	4,690	4.6
	保険者努力支援分(評価分)	保険者の医療費適正化等の取組や、その成果に応じて交付されるもの。評価指標に応じて配分される「評価分」	16,240	22,039	△ 5,799	△ 26.3
	保険者努力支援分(事業分)	保険者の医療費適正化等の取組や、その成果に応じて交付されるもの。予防・健康づくり事業に対して交付される「事業分」	7,658	8,604	△ 946	△ 11.0
	特別調整交付金分	特別の事情による財政負担の増加等に対して交付されるもの	35,051	34,198	853	2.5
	都道府県繰入金(2号分)	地域の特殊な事情に応じた調整等のために県が定めた基準に基づき交付されるもの	36,433	24,069	12,364	51.4
	特定健康診査等負担金	市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用に対し交付される	11,488	13,270	△ 1,782	△ 13.4

令和7年度予算の主な内容（歳入） 2/2

						(単位：千円)
歳入科目		内容	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
5	財産収入	国民健康保険基金運用利息	1,219	130	1,089	837.7
6	繰入金		744,530	810,221	△ 65,691	△ 8.1
1	他会計繰入金	繰出基準に基づく一般会計繰入金	565,632	560,999	4,633	0.8
	保険基盤安定繰入金 （保険料軽減分）	低所得者に係る保険料軽減相当額を補填するもの （負担割合：県3/4、市1/4）	191,913	195,711	△ 3,798	△ 1.9
	保険基盤安定繰入金 （保険者支援分）	保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険料の一定割合を補填するもの （負担割合：国1/2、県1/4、市1/4）	109,173	105,111	4,062	3.9
	未就学児均等割保険料繰入金	子育て世帯の経済的負担軽減のため、子どもの均等割額の1/2を軽減し、その軽減分を一般会計から繰り入れるもの （負担割合：国1/2、県1/4、市1/4）	1,585	1,735	△ 150	△ 8.6
	職員給与費等繰入金	国保事業運営に伴う人件費や事務費に対して繰り入れるもの	128,800	124,786	4,014	3.2
	産前産後保険料繰入金	出産する予定又は出産した被保険者に係る保険料について、産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減額し、その減額分を一般会計から繰り入れるもの （負担割合：国1/2、県1/4、市1/4）	436	656	△ 220	△ 33.5
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金の 2/3 に相当する額を繰り入れるもの	8,000	9,000	△ 1,000	△ 11.1
	財政安定化支援事業繰入金	「低所得者が多い」「高齢者が多い」など、保険者の責めに帰することができない特別な事情に対して、一般会計から繰り入れるもの	97,033	95,120	1,913	2.0
	その他一般会計繰入金	○国民健康保険負担軽減対策繰入金 福祉医療助成に係る国庫負担金の減額分を繰り入れるもの （負担割合：県1/2、市1/2） ○福祉医療助成対策繰入金 市単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額分を繰り入れるもの	28,692	28,880	△ 188	△ 0.7
2	基金繰入金	収支の調整のため国民健康保険基金からの繰り入れ	178,898	249,222	△ 70,324	△ 28.2
7	繰越金	前年度繰越金	10	10	0	0.0
8	諸収入	延滞金、デジタル基盤改革支援補助金等	20,020	17,361	2,659	15.3
合計			6,895,111	7,131,460	△ 236,349	△ 3.3

令和7年度予算の主な内容（歳出） 1/2

（単位：千円）

歳出科目			内容	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
1	総務費			143,317	128,969	14,348	11.1
	1	総務管理費	国保事業を運営するための人件費や事務費、国保連への委託料や負担金、システム改修経費等を計上	134,062	117,148	16,914	14.4
	2	徴収費	納入通知書の印刷代や郵送代、口座振替やコンビニ収納等の手数料を計上	9,159	11,725	△ 2,566	△ 21.9
	3	運営協議会費	山陽小野田市国民健康保険運営協議会委員の報酬	96	96	0	0.0
2	保険給付費			5,164,756	5,337,365	△ 172,609	△ 3.2
	1	療養諸費	病気やケガの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付と補装具・柔道整復等に係る現金給付、国保連合会のレセプト審査の手数料を計上	4,408,497	4,582,306	△ 173,809	△ 3.8
	2	高額療養費	医療機関に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合に支給される高額療養費と医療保険の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計が高額となったときに支給される高額介護合算療養費を計上	738,693	735,453	3,240	0.4
	3	移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用等の現金給付	50	50	0	0.0
	4	出産育児諸費	出産費用に対する一時金として1件あたり500,000円（産科医療保障制度の場合）を支給するもの	12,006	13,506	△ 1,500	△ 11.1
	5	葬祭諸費	被保険者が死亡したとき、葬儀を行った者に50,000円を支給するもの	5,500	5,750	△ 250	△ 4.3
	6	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した国保加入の被用者等に対して支給するもの	10	300	△ 290	△ 96.7

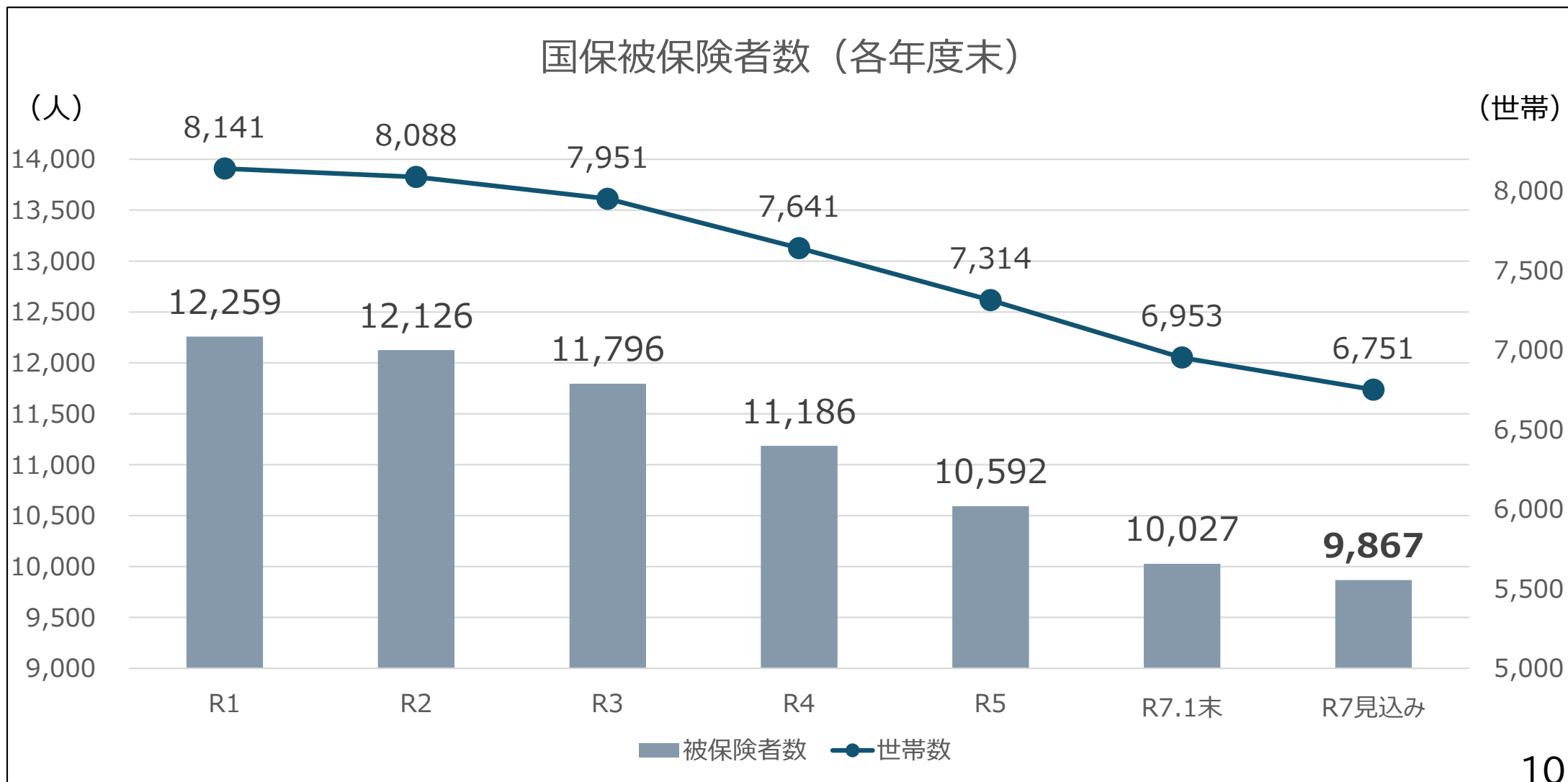
令和7年度予算の主な内容（歳出） 2/2

（単位：千円）

歳出科目		内容	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
3	国民健康保険事業費納付金	県が市町に対して保険給付費等交付金を交付するにあたり必要とする財源の一部として、県内の各市町の被保険者数や所得水準、医療費水準等を加味した上で決定される納付金で、県に納付するもの	1,472,049	1,546,899	△ 74,850	△ 4.8
	1 医療給付分		1,046,777	1,099,521	△ 52,744	△ 4.8
	2 後期高齢者支援金等分		333,343	354,506	△ 21,163	△ 6.0
	3 介護納付分		91,929	92,872	△ 943	△ 1.0
4	保健事業費		88,570	87,897	673	0.8
	1 保健事業費	被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化のため、各種保健事業に係る経費を計上	24,366	24,699	△ 333	△ 1.3
	2 特定健康診査等事業費	40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導に係る経費及び受診・利用勧奨に係る経費を計上	64,204	63,198	1,006	1.6
5	基金積立金	国民健康保険基金積立金	1,219	130	1,089	837.7
6	諸支出金	事業費確定に伴う保険給付費等交付金返還、過年度保険料還付金	20,200	20,200	0	0.0
7	予備費		5,000	10,000	△ 5,000	△ 50.0
合計			6,895,111	7,131,460	△ 236,349	△ 3.3

被保険者数・世帯数の推移

本市の国民健康保険の被保険者数・世帯数は年々減少傾向にあります。
令和7年度の被保険者数は、1万人を割る見込みとなっています。



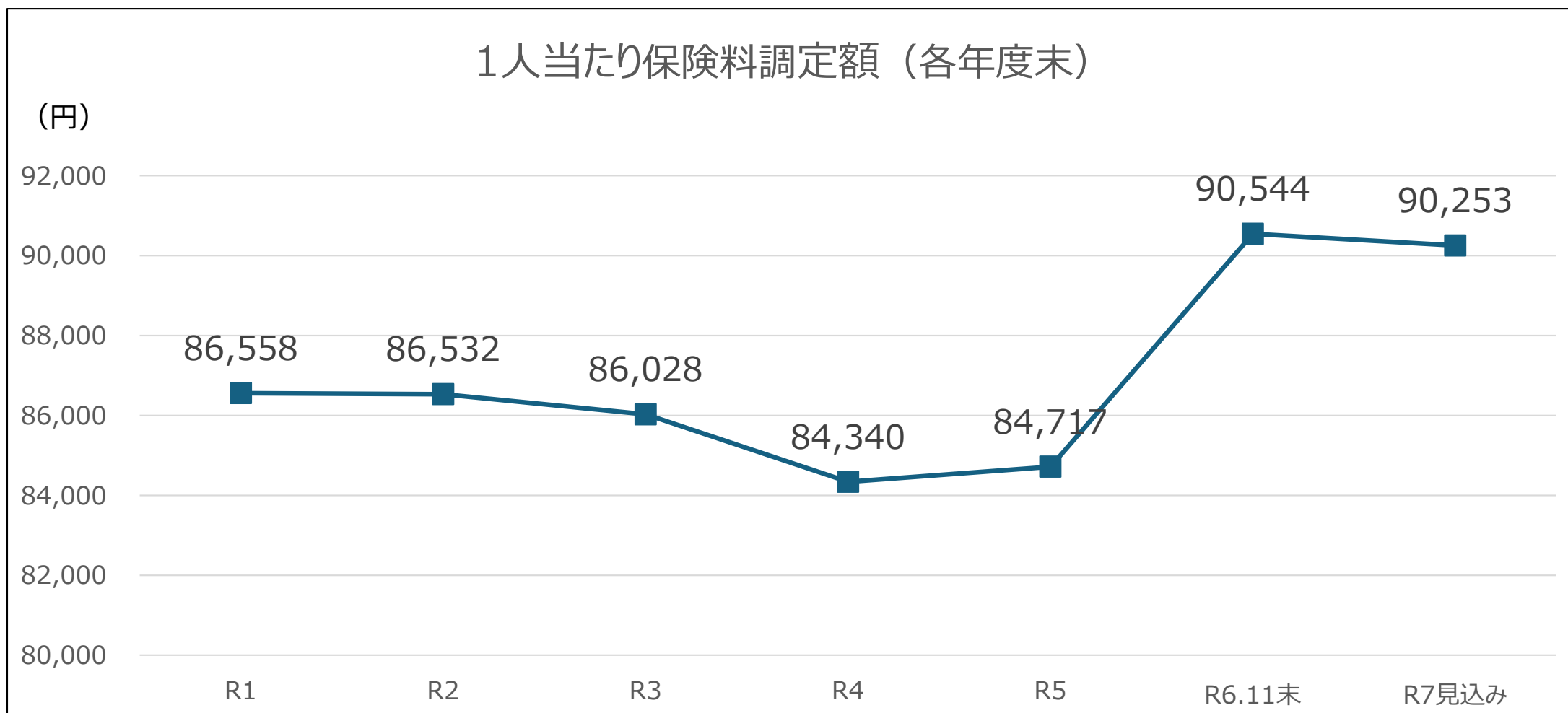
保険料率

持続可能な国民健康保険の運営を行うため、令和6年度に保険料率の改定を行いました。
(平成23年度以降13年ぶり) 令和7年度の保険料率は据え置きとしています。

区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
医療分	所得割	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
	均等割	23,400円	23,400円	23,400円	23,400円	23,400円
	平等割	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円
後 期 支援分	所得割	2.5%	2.5%	2.5%	2.8%	2.8%
	均等割	6,900円	6,900円	6,900円	8,000円	8,000円
	平等割	6,300円	6,300円	6,300円	7,100円	7,100円
介護分	所得割	2.0%	2.0%	2.0%	2.4%	2.4%
	均等割	6,300円	6,300円	6,300円	7,700円	7,700円
	平等割	4,200円	4,200円	4,200円	5,100円	5,100円

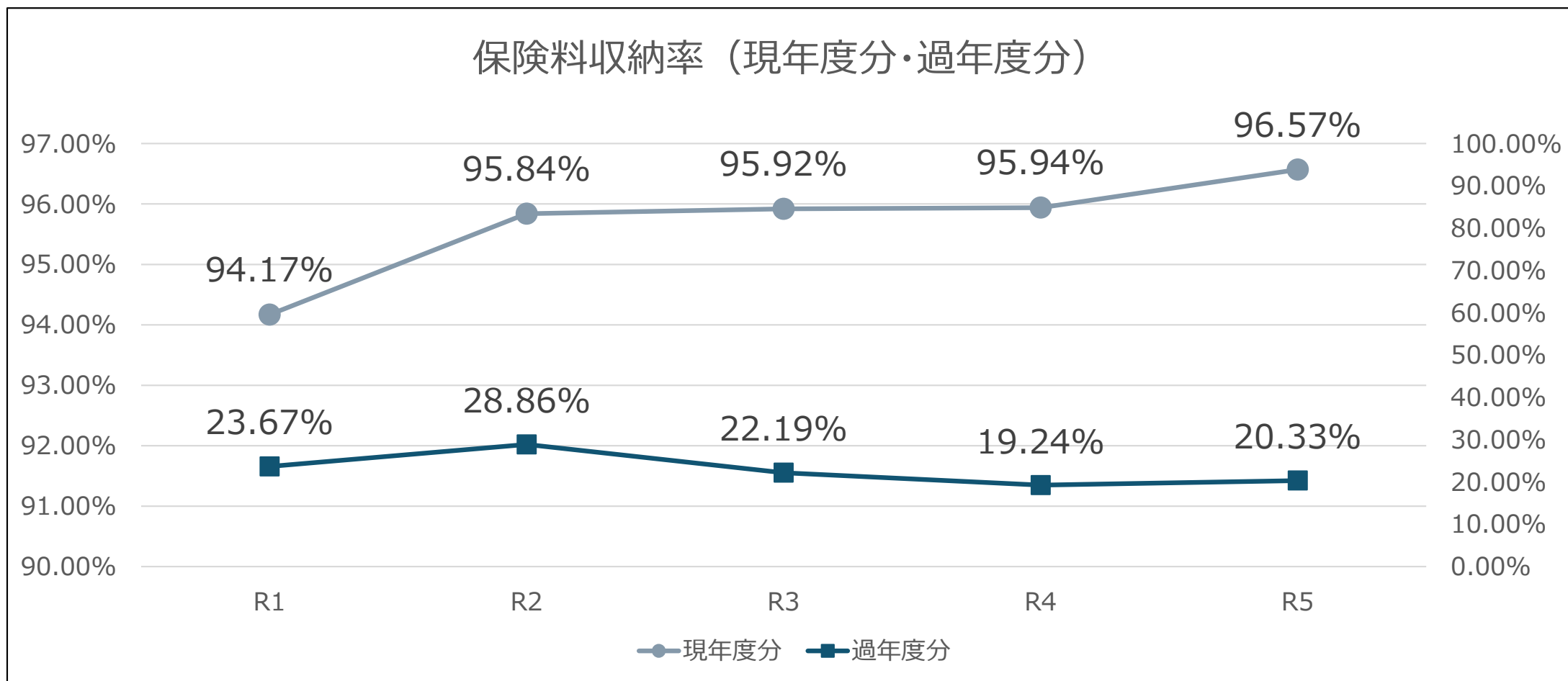
1人当たり保険料調定額の推移

1人当たりの保険料調定額は年々減少傾向にありましたが、令和6年度に保険料率の改定を行った結果、増加に転じました。しかし、令和7年度は被保険者数の減少を受けて、再度減少する見込みです。



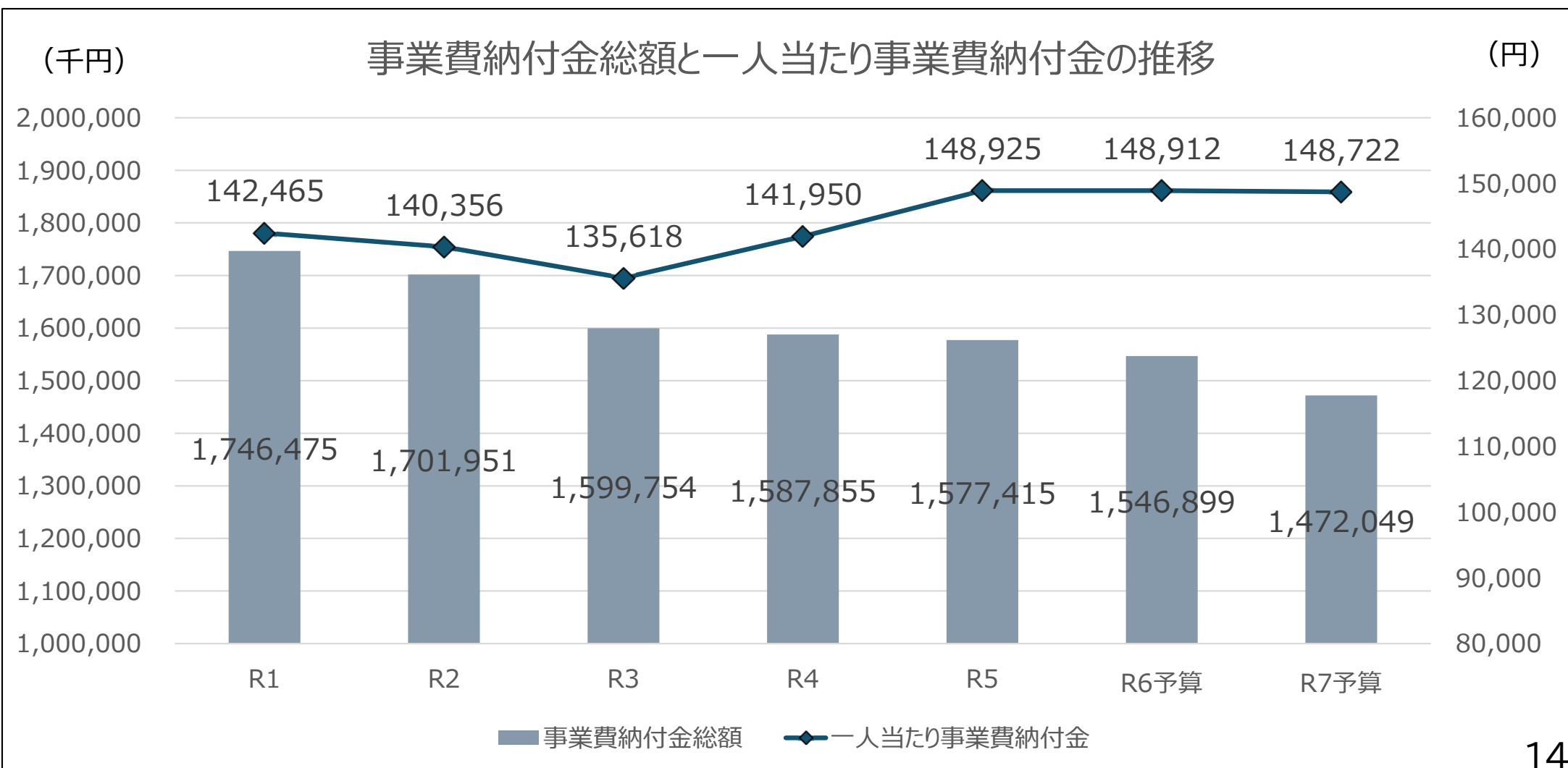
保険料収納率の推移

現年度分の保険料の収納率は、滞納者対策の取組や納付機会の充実を行ってきた結果、年々上昇傾向にあります。過年度分の収納率は、滞納分の未納額が減少していることもあり、横ばいとなっています。マイナ保険証への移行に伴い、短期証が廃止されたため、滞納者との接触機会が減り、収納率への影響が懸念されます。



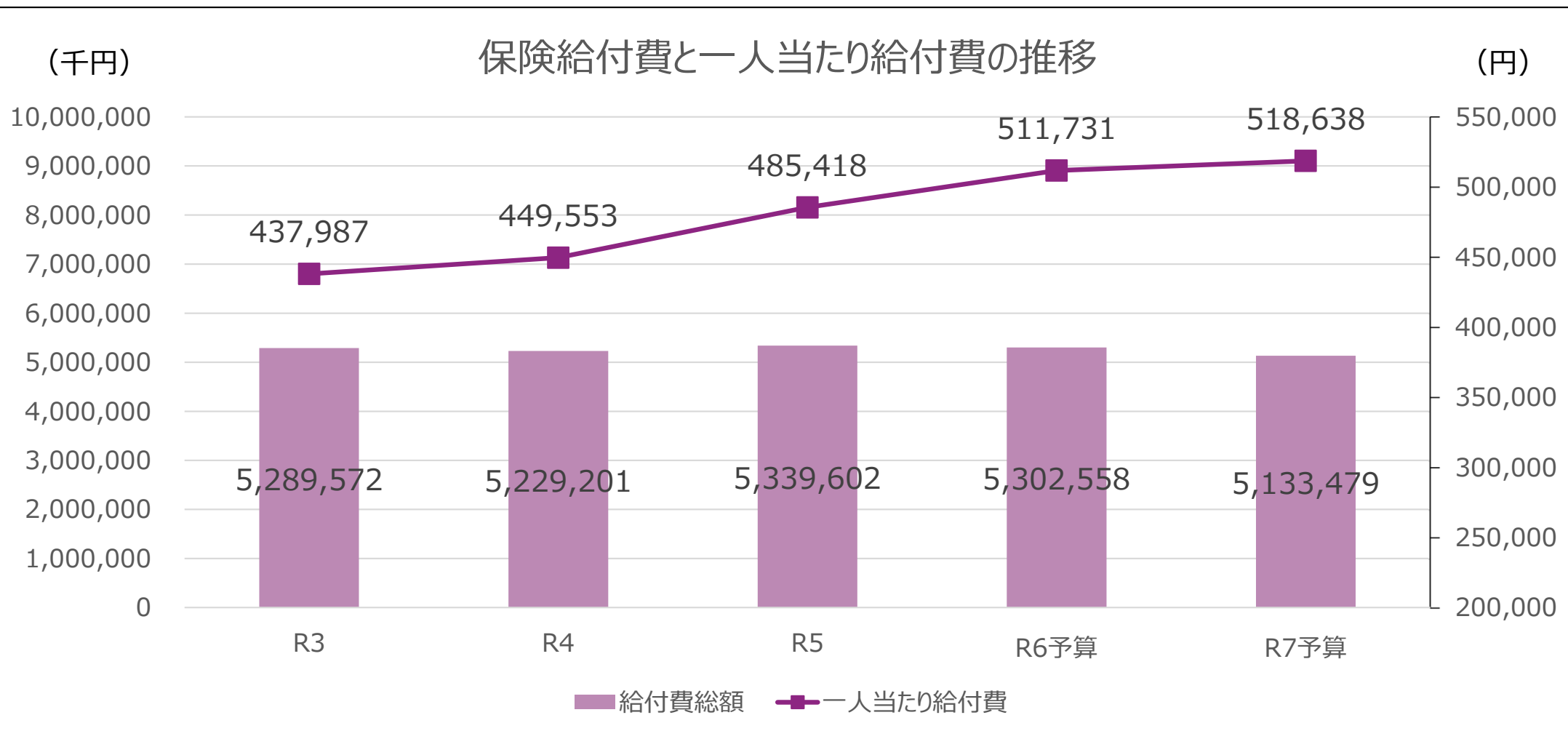
事業費納付金の推移

平成30年度の制度改革により、県が財政運営の責任主体となった以降、県に納付している事業費納付金は、県全体の医療費総額の減少に伴い減少傾向にあります。一方、被保険者一人当たりの事業費納付金の負担額で見ると、被保険者の減少に伴って高い水準で推移しています。



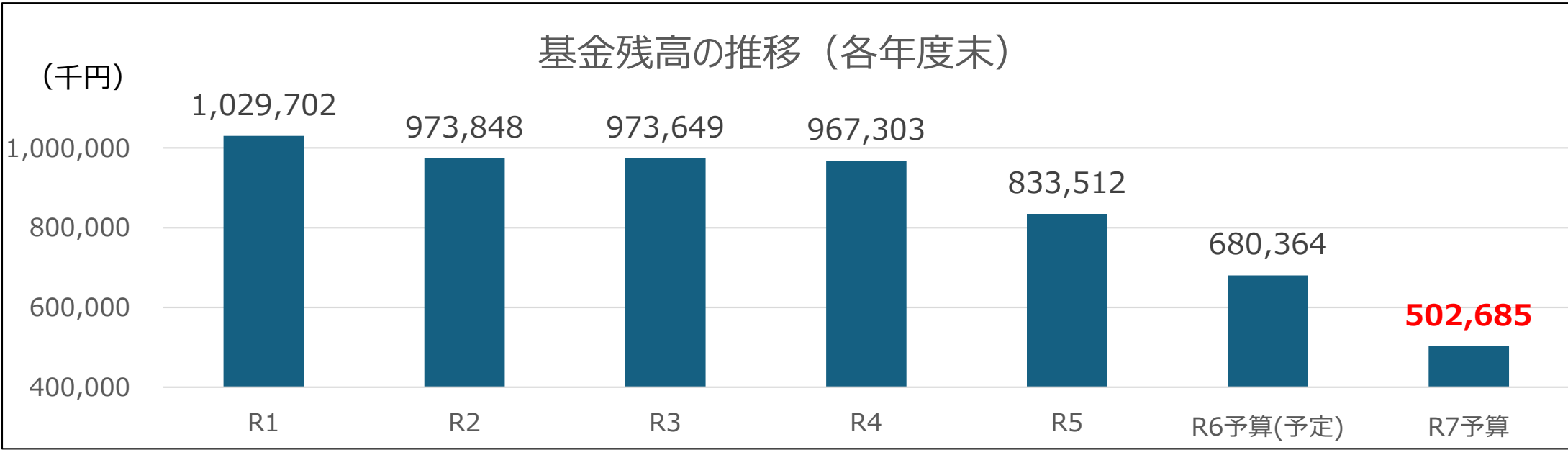
保険給付費の推移

国民健康保険が負担する保険給付費（療養給付費+療養費+高額療養費の計）は、年度によって増減はあるものの減少傾向にありますが、一人当たりの給付費で見ると、高齢化や医療技術の高度化などにより年々増加傾向にあります。



基金残高の推移

国保財政の安定化や被保険者の保険料の負担軽減等を目的とした国民健康保険基金の残高は、令和7年度末の予算上の残高は約5億円で、令和元年度と比較すると半減する見込みです。今後も、持続可能な国保事業の運営を行っていくため、基金残高に注視し、適切な保険料率の設定や効率的な財政運営を行っていく必要があります。



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
積立額	119,289	129,629	172,741	170,814	96,946	95,456	1,219
取崩額	235,844	185,483	172,940	177,160	230,737	248,604	178,898
残 高	1,029,702	973,848	973,649	967,303	833,512	680,364	502,685

保健事業

4款 保健事業費 1項 保健事業費

予算額：24,366千円

項目	内容	事業費
がん検診事業	健康増進課が実施するがん検診について、国保被保険者の検診料を一部負担します。	9,026千円
健康運動事業	健康づくりの一環として、市内のトレーニングジムの指導の下、生活習慣病の改善、運動習慣の確立を図ります。自己負担：1,000円 実施場所：スポーツコアアルファ、ゼロワン、カーブス、アシスト	910千円
ジェネリック医薬品差額通知	ジェネリック医薬品について、被保険者に対し先発薬との差額通知書を送付し、意識啓発と利用率向上を図ります。	591千円
医療費通知	医療機関での受診状況を通知することにより、被保険者の関心を喚起して、医療費の適正化を図ります。（年3回通知）	2,683千円
糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症の高リスク者を抽出し、かかりつけ医から推薦を受けた対象者に6か月間の保健指導を行うことで生活習慣の改善を図ります。	2,204千円
歯周病検診	歯周病予防のため、歯周病検診を実施します。	891千円
脳ドック助成	脳ドックを受診する際の費用を助成することで、脳疾患の早期発見と医療費の適正化を図ります。自己負担額：4,000円	4,220千円
【新】慢性腎臓病（CKD）受診勧奨事業	慢性腎臓病（CKD）における早期受診を促す通知を送付することで、非透析寿命の延伸を図ります。	42千円

その他医療費適正化に関する経費、はり・きゅう施術費等 3,799千円

保健事業

4款 保健事業費 2項 特定健康診査等事業費

予算額：64,204千円

<特定健康診査>

40～74歳の加入者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として医療保険者が実施する健診です。

受診状況	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象者数	9,348人	9,360人	9,051人	8,520人	7,991人
受診者数	3,567人	3,220人	3,406人	3,227人	3,159人
受診率	38.2%	34.4%	37.6%	37.9%	39.5%

<特定健康診査の受診率向上に向けた取組>

○受診歴や検査結果を活用したデータ分析を行い、効率的・効果的な受診勧奨を実施

受診歴や検査結果を活用したデータ分析により対象者の特性に合わせた勧奨通知はがきを作成し、年2回（6月、10月）発送します。

<特定保健指導>

特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判定された対象者に、医師・保健師・管理栄養士等の専門家が、生活習慣改善のための行動計画を策定し、健康的な生活の維持ができる面接・指導等を行います。

実施状況	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象者数	362人	317人	331人	283人	293人
実施者数	25人	25人	20人	17人	30人
実施率	6.9%	7.9%	6.0%	6.0%	10.2%

<特定保健指導の実施率向上に向けた取組>

○特定保健指導及び利用勧奨の外部委託

特定保健指導及び利用勧奨について、専門事業者に委託することで効果的な保健指導を実施します。

令和7年度

後期高齢者医療特別会計予算の概要

福祉部保険年金課

はじめに

後期高齢者医療制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の高齢者等を対象とする医療制度として創設され、平成20年度から山口県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）が運営主体となり、制度の運用が開始されました。

所管する事務については、広域連合が保険者として保険料の決定、医療の給付等を行い、市町村は資格確認書等の引渡し、保険料の徴収、各種届出や申請等の窓口業務を行っています。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化が進展する中、被保険者数が増加しており、それに対応して医療費も増加している状況です。

令和7年度当初予算は、前年度と比較して約180万円減の13億8,536万2,000円となりました。保険料収入が増加するものの、広域連合への納付金の減に伴う一般会計繰入金の減等により、予算総額は前年度と同規模となりました。また、「子ども・子育て支援金制度」の施行に向けた準備に係る経費を計上した予算としています。

今後も適正な事務処理と保険料収納業務に努めるとともに、広域連合が取り組む医療費適正化対策に協力・連携してまいります。

令和7年度 山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算

【歳 入】

(単位：千円)

予算科目		令和7年度当初	令和6年度当初	増減額	内 容
1	後期高齢者医療保険料	1,029,364	1,021,514	7,850	現年度分・過年度分保険料
2	使用料及び手数料	86	86	0	証明手数料、督促手数料
3	国庫支出金	3,593	0	3,593	子ども・子育て支援事業費補助金
4	繰入金	350,091	363,347	△ 13,256	国の基準に基づく一般会計繰入金（事務費等繰入金、保険基盤安定繰入金）
5	繰越金	100	100	0	前年度繰越金
6	諸収入	2,128	2,128	0	延滞金、保険料還付金ほか
合計		1,385,362	1,387,175	△ 1,813	

【歳 出】

予算科目		令和7年度当初	令和6年度当初	増減額	内 容
1	総務費	30,481	24,981	5,500	職員給与費等一般管理費、賦課徴収事務費ほか
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,352,756	1,360,069	△ 7,313	事務費等負担金、保険基盤安定負担金、お後期高齢者医療保険料納付金
3	諸支出金	2,025	2,025	0	保険料還付金ほか
4	予備費	100	100	0	
合計		1,385,362	1,387,175	△ 1,813	

令和7年度の主な事業等

① マイナ保険証への移行に伴う「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の発送 （事業費：6,803千円）

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しました。後期高齢者医療制度においても、現在発行済みの保険証の有効期限は令和7年7月31日までとなっており、令和7年8月の年次更新時には完全に紙の保険証はなくなり、被保険者のマイナ保険証の保持状況によって「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を一斉発送します。市においても、マイナ保険証の利用に関して被保険者に丁寧かつ正確な周知を行っていきます。

② 子ども・子育て支援金制度の創設に係るシステム改修 （事業費：3,593千円）

国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用を全世代が支える仕組みとして、令和8年度から被保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。後期高齢者医療制度においても、令和8年度の保険料賦課から新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額」として、均等割額と所得割額を賦課・徴収することになります。当該制度の円滑な施行に向けて、令和7年度からシステム改修に着手します。

③ 保険料率

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに料率の見直しが行われます。

令和6年度に料率改定があったため、令和7年度の保険料率は据え置きとなります。

料 率 等	所得割率	均等割額	一人当たり保険料	賦課限度額
令和6・7年度	11.52%	57,012円	83,937円	80万円
令和4・5年度	10.34%	53,417円	75,853円	66万円

後期高齢者医療制度の主な数値

1 被保険者数

	R3年度	R4年度	R5年度	R7年1月末時点	R7年度見込み
被保険者数	10,896人	11,206人	11,646人	11,905人	12,319人
対前年度増減	172人	310人	440人	259人	437人
対前年度比	101.2%	102.8%	103.9%	102.2%	103.5%

2 当初予算総額の推移

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
歳入・歳出予算総額	1,137,064千円	1,264,986千円	1,205,745千円	1,387,175千円	1,385,362千円
対前年度増減	▲ 8,691千円	127,922千円	▲ 59,241千円	181,430千円	▲ 1,813千円
対前年度比	99.2%	111.3%	95.3%	115.0%	99.9%

3 保険料調定額・収納額の推移（現年度分）

	R3年度	R4年度	R5年度	R7年1月末時点
調定額	828,401,304円	843,094,633円	864,237,542円	991,486,738円
収納額	821,870,944円	838,835,611円	861,094,544円	776,478,148円
収納率	99.21%	99.49%	99.64%	78.31%

4 被保険者1人当たり医療費の推移

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年11月診療
山陽小野田市	1,073,508円	1,054,725円	1,066,239円	1,085,977円
対前年度増減	▲ 26,446円	▲ 18,783円	11,514円	19,738円
対前年度比(%)	97.6%	98.3%	101.1%	101.9%
県内市町平均	1,013,444円	1,024,487円	1,044,524円	—

令和 7 年第 1 回（3 月）市議会定例会・民生福祉常任委員会資料

議案第 16 号 令和 7 年度山陽小野田市病院事業会計予算

入院収益及び外来収益の概要		本年度（R7）	前年度（R6）	増減	
入院収益	年間延入院患者数	63,428人	63,875人	▲ 447人	
	一日平均入院患者数	174人	175人	▲ 1人	
	病床稼働率	87.3%	87.9%	▲ 0.6ポイント	
	入院単価	45,272円	43,852円	1,420円	
	入院収益	2,871,543千円	2,801,046千円	70,497千円	
	急性期病棟	年間延入院患者数	44,968人	45,990人	▲ 1,022人
		一日平均入院患者数	123人	126人	▲ 3人
		病床稼働率	85.6%	87.5%	▲ 1.9ポイント
		入院単価	49,900円	47,100円	2,800円
	地域包括ケア病棟	年間延入院患者数	18,460人	17,885人	575人
		一日平均入院患者数	51人	49人	2人
		病床稼働率	92.0%	89.1%	2.9ポイント
		入院単価	34,000円	35,500円	▲1,500円
外来収益	年間延外来患者数	95,832人	95,742人	90人	
	一日平均外来患者数	396人	394人	2人	
	外来単価	14,270円	14,000円	270円	
	外来収益	1,367,522千円	1,340,388千円	27,134千円	

議案第30号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの

2. 改正内容

○保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等を行うもの

〔従うべき基準：第37条、第42条第1項から第10項まで〕
〔参酌すべき基準：第42条第11項〕

(1) 保育内容支援に係る連携協力について

ア 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の①②の要件を全て満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないことができることとする。

① 特定地域型保育事業者とイの連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

② イの連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ アの場合において、特定地域型保育事業者は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこと。

(2) 代替保育に係る連携協力について

代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、特定地域型保育事業者による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとする。

○連携施設経過措置について所要の措置を講ずるもの

(附則第5条：従うべき基準)

- ・連携施設経過措置について、この条例の施行の日（平成27年4月1日）から起算して15年を経過する日までの間において適用するものとする。

3. 施行日 令和7年4月1日から

(参考)

・「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

・「参酌すべき基準」とは十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

・「連携協力」、「連携施設」とは

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を適正かつ確実に実施し、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう以下の事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（連携施設）を確保しなければならない。

- ① 保育内容に関する支援
- ② 職員が病気等の際の代替保育の実施
- ③ 卒園後の受け入れ先の確保

議案第31号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

内閣府令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの

2. 改正内容

○保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等を行うもの
(第6条：従うべき基準)

(1) 保育内容支援に係る連携協力について

ア 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の①②の要件を全て満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないことができることとする。

① 家庭的保育事業者等とイの連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

② イの連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ アの場合において、家庭的保育事業者等は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこと。

(2) 代替保育に係る連携協力について

代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとする。

○連携施設経過措置について所要の措置を講ずるもの

(附則第3条：従うべき基準)

・連携施設経過措置について、この条例の施行の日（平成27年4月1日）から起算して15年を経過する日までの間において適用するものとする。

○栄養士法の改正に伴うもの（第16条：従うべき基準）

・従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、運営等に関する要件として「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない「管理栄養士」を配置した場合についても同要件を満たすことができることとする。

○安心して子どもを預けられる体制を整備するため満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことに伴うもの
（第29条、第31条、第44条、第47条：従うべき基準）

（改正前）	（改正後）
満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね <u>2.0人</u> につき1人以上	満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね <u>1.5人</u> につき1人以上
満4歳以上の児童 おおむね <u>3.0人</u> につき1人以上	満4歳以上の児童 おおむね <u>2.5人</u> につき1人以上

3. 施行日 公布の日から（第29条、第31条、第44条、第47条）
令和7年4月1日から（第6条、第16条、附則第3条）

（参考）

・「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

・「連携協力」、「連携施設」とは

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育を適正かつ確実に実施し、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう以下の事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（連携施設）を確保しなければならない。

- ① 保育内容に関する支援
- ② 職員が病気等の際の代替保育の実施
- ③ 卒園後の受け入れ先の確保

議案第32号 山陽小野田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1. 制定理由

内閣府令の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の制定に伴い、本市の条例を制定するもの。

2. 主な基準

○非常災害（第6条：参酌すべき基準）

少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

○安全計画（第7条：従うべき基準）

設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 等

○自動車運行（第8条：従うべき基準）

利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 等

○利用乳幼児の取扱い（第12条：従うべき基準）

利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するかどうかによって、差別的な取扱いをしてはならない。

○虐待等の防止（第13条：従うべき基準）

利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○衛生管理（第14条：参酌すべき基準）

利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 等

○秘密保持（第18条：従うべき基準）

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

○設備及び職員（第20条～第26条）

従うべき基準：第20条、第21条（調理設備に係る部分）、第22条、第23条（第26条において準用する場合を含む。）、第25条

参酌すべき基準：上記以外の規定

区分	一般型	余裕活用型
	余裕活用型に該当しないもの	利用児童数が利用定員の総数に満たない場合にその満たない数以下の乳幼児を対象とするもの
対象施設	保育所 認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 幼稚園 地域子育て支援拠点 等	保育所 認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 等
対象児	0歳6か月～満3歳未満	
設備	（面積）対象児1人につき 乳児室 1.65㎡以上 ほふく室 3.3㎡以上 保育室・遊戯室 1.98㎡以上	各施設又は事業の基準による
職員	乳児3人につき1人以上 満1歳以上満3歳未満6人につき1人以上 ＊半数以上は保育士	

3. 施行日

令和7年4月1日から

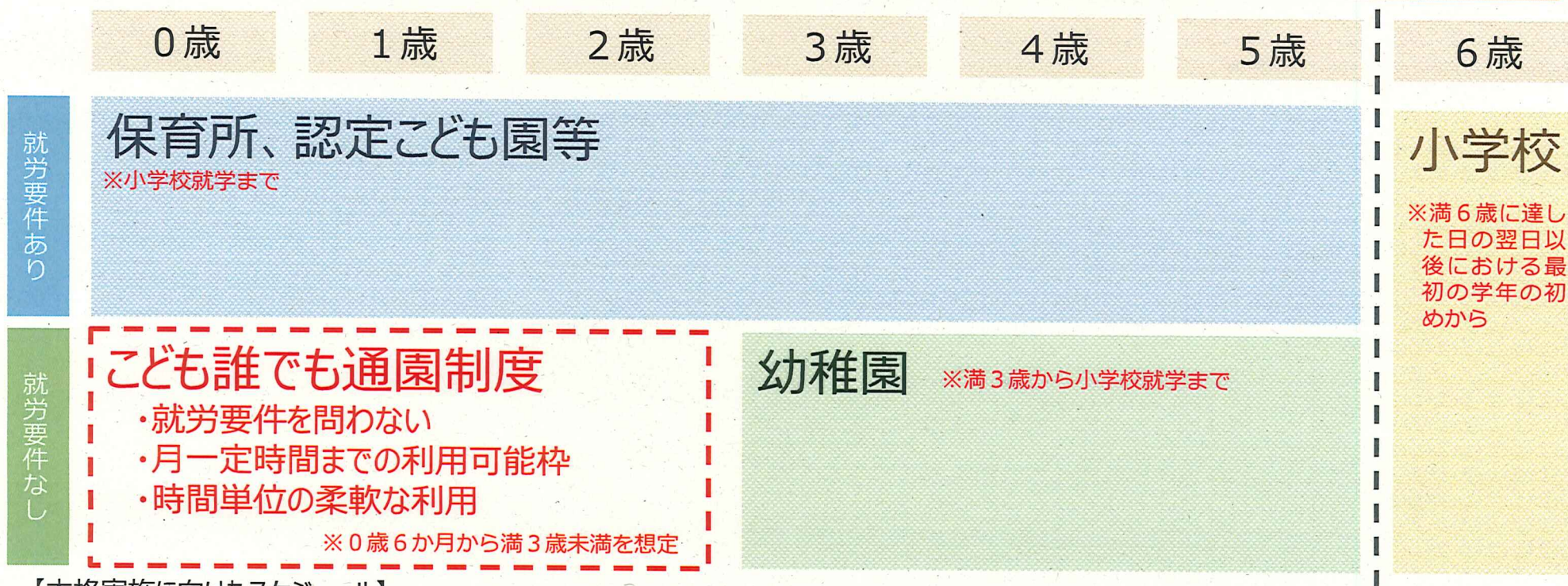
(参考)

「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

「参酌すべき基準」とは十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

こども誰でも通園制度について

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在） ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。	○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業） ・自治体の判断において実施 ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施

令和7年3月10日 市民課
民生福祉常任委員会

「特定の事務を取扱う郵便局」における年度別証明書発行枚数及び利用者数

(単位:枚、人)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆	本山	有帆
戸籍	謄本	22	6	5	6	3	12	7	6	5	10
	抄本	5	5	5	0	1	3	2	1	6	5
戸籍の附票		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
住民票		65	56	56	52	51	33	35	36	23	24
住民票記載事項証明書		0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
印鑑登録証明書		26	33	30	44	20	21	29	27	14	28
合計		118	101	96	102	75	70	73	70	48	68
利用者数		95	88	83	91	66	59	54	61	42	57